

# ゴルフ場で使用される農薬の水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の改正（案）に対する意見募集の実施結果について

平成25年6月18日  
環境省水・大気環境局  
土壤環境課農薬環境管理室

## 1. 意見募集の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

### (2) 意見募集期間

平成25年3月22日（金）～平成25年4月22日（月）

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

### (4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

## 2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 2通（7件）

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	該当項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	-	<p>ゴルフ場使用農薬の届出内容と情報公開について</p> <p>(1) ゴルフ場事業者に農薬の使用実績の届けを義務づけるべきです。</p> <p>(2) 農薬使用計画書に使用時期、使用量、使用時期や使用量、使用対象の植栽物、使用目的も記載すべきである。</p> <p>(3) 計画書や実績の届出情報はすべて、HPで公表すべきです。</p>	<p>ゴルフ場における農薬使用に係る使用計画の提出等は、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」に基づくものであり、本暫定指針に基づくものではありません。</p>
2	2 暫定指導指針(7)調査、指導の体制	<p>ゴルフ場事業者に、農薬を使用する際の情報について所在の自治体等に周知することを義務づけるべきです。</p>	<p>周辺住民等への周知は「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という)」により指導が行われており、本暫定指針の内容とはいたしません。</p>
3	2 暫定指導指針(7)調査、指導の体制	<p>水質調査を実施しているゴルフ場が減少していることから水質調査を義務づけ、その実施期日等について連絡協議の場を設け決めるべきです。</p>	<p>近年、指針値を超過する事例が見られないことから、調査対象ゴルフ場が減少傾向にあります。毎年の調査対象をローテーションするなどにより、適切に実態の把握・指導が行われているものと考えております。</p> <p>したがって、調査の義務化は考えておりません。</p>
4	2 暫定指導指針(4)改善措置について	<p>ゴルフ場事業者は調査結果をゴルフ場利用者、地元住民、漁業関係者、自治体担当部署等に通知するとともに、HP等で公表すべきです。</p>	<p>基準値を超える状況が継続している場合、排出口から近接する地点の利水施設からの水を飲用することで健康被害の恐れが考えられることから、連絡・水質調査等を行うよう定めているものです。</p> <p>状況や検出された濃度により、漁業関係者や自治体担当部署へもご連絡いただきき対応を講じていただきたいと考えており、いただいたご意見を踏まえ、通知の記述を「ゴルフ場下流に近接して水道水源等利水施設が存在する場合など、調査結果を通知</p>

			<p>すべき関係者に直ちに連絡し、当該施設等における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成等に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。」と修文します。</p> <p>なお、環境省では年度毎に調査結果をとりまとめホームページにおいて公表しております。また調査結果についてホームページ、環境白書等を通じて公表しておる地方自治体もごさいます。</p>
5	-	<p>環境省は、農薬を使用しないで、ゴルフ場施設を管理している業者を、優良事例として、紹介し、表彰したり、農薬不使用マークなどを交付して、無農薬管理ゴルフ場を普及させるべきです。</p>	<p>本通知は、ゴルフ場で農薬される農薬による水質汚濁防止を目的としたものであり、無農薬植栽管理を指導しているものではないため、ご提案は本通知の趣旨と異なると考えています。</p>
6	別表	<p>個別農薬について</p> <p>(1) 農薬と同じ成分が衛生害虫用の医薬部外品として、農薬登録のない除草剤が植栽管理地域外で使用されている恐れがあるので、ゴルフ場での使用が確認された場合は分析対象とするべきである。対象成分を削除する場合は農薬以外の用途で使用されているか確認すべきです。</p> <p>(2) ピリダフェンチオンを暫定指針別表から削除しないことは賛成です。</p> <p>(3) テルブカルブを暫定指針別表から削除することは反対です。</p>	<p>(1) 本通知はゴルフ場に占める面積が多い、芝生や植栽などに用いられる農薬による水質汚濁の防止を目的としたものであり、本暫定指針は、植栽管理に用いる農薬を対象としております。</p> <p>(2)・(3)</p> <p>ご意見を踏まえ、登録が失効した農薬について、考え方の整理を行いました。</p> <p>農薬登録失効後も農薬取締法第7条の規定に基づく表示のある農薬は使用可能ですが、農薬を使用する者が遵守すべき省令第2条第2項において農薬使用者は有効期限が過ぎた農薬は使用しないよう求めています。失効後3年以上の農薬が指針値に残っていると使用してもよいとの誤解が生じる恐れがあるため削除を行うこととし、ピリダフェンチオンについても削除することといたします。</p>

		<p>(4) ペンディメタリンの指針値変更は反対です。</p>	<p>なお、テルブカルブ(MBPMC)についてはご指摘のとおり失効後の調査において検出されておりますが、指針値0.2mg/Lに対して最高値でも0.003mg/Lとなっております。</p> <p>(4) ご指摘の通り、食品安全委員会における評価に基づき修正をしたものであり、評価は科学的で妥当なものと考えております。</p>
7	別表	<p>ピリダフェンチオン及びエトリジアゾール(エクロメゾール)は農薬登録が失効していることから暫定指針別表から削除すべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、登録が失効した農薬について、考え方の整理を行いました。</p> <p>農薬登録失効後も農薬取締法第7条の規定に基づく表示のある農薬は使用可能ですが、農薬を使用する者が遵守すべき省令第2条第2項において農薬使用者は有効期限が過ぎた農薬は使用しないよう求めています。失効後3年以上の農薬が指針値に残っていると使用してもよいとの誤解が生じる恐れがあるため削除を行うこととし、ピリダフェンチオンについても削除することといたします。</p> <p>なお、エトリジアゾール(エクロメゾール)については農薬登録が失効して間もないことから暫定指針別表から削除しないこととします。</p>